

会議用

中教審「高等教育の改革に関する基本構想」
に対する見解

昭和46年4月

国立大学協会
第1常置委員会

○ 訂 正

24頁下から4行削除

中教審「高等教育の改革に関する基本構想」 に 対 す る 見 解

は し が き	1
『基本構想』に対する見解	4
「まえがき」について	4
第 1 高等教育改革の中心的課題	5
1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請	5
2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請	7
3. 教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性	8
4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性	8
5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性	11
第 2 高等教育改革の基本構想	12
1. 高等教育の多様化	12
2. 教育課程の改善の方向	16
3. 教育方法の改善の方向	18
4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要	18
5. 教育組織と研究組織の機能的な分離	19
(1) 教員組織	20
(2) 研究組織	20
(3) 教育・学習組織	21
6. 第 5 種の高等教育機関（「研究院」）のあり方	22
7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化	25

8. 教員の人事・処遇の改善	26
9. 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向	27
10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善	30
11. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整	30
12. 学生の生活環境の改善充実	31
13. 大学入学者選抜制度の改善の方向	33

中教審「高等教育の改革に関する基本構想」 に 対 す る 見 解

は し が き

中央教育審議会（以下「中教審」という。）は、昨年５月、『高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）』（以下『基本構想』という。）を公にした。

本委員会は、さきにこの『基本構想』に対する「見解」（未定稿）を作成して、これについて各大学の意見を求め、さらに修正を加えて、ここにわれわれの見解をとりまとめた。本論に先だち、いくつかの点を総括的に指摘しておきたい。

(1) 中教審が大学改革の問題にとりくみ、苦心討議の結果、この『基本構想』をまとめられたことについては、もとよりわれわれも十分な敬意を表するものであり、またそこに示された諸提案についても十分に検討し、とるべきものがあれば、これに賛するにやぶさかではない。しかし、いうまでもなく、大学ないし教育制度の改革は全国民的な課題であり、国民各層の意見をひろく反映する必要がある、さらに、直接の当事者である国公立各大学の意見ないし、そこにおいて研究・教育に従事する教員の意見をも十分に反映するものでなければならない。もとより、中教審がこの『基本構想』をまとめるにあたり、その立場においてこれらの諸意見を考慮し検討したことは当然であろう。しかしながら、そのことは、必ずしもこれらの諸意見が客観的に正しく反映されていることを意味するものではない。すなわち、『基本構想』の全体を通観するとき、従来の中教審の基本的な考え方の大筋は依然として強く維持され、また、その考え方の上に立って各方面の意見を取捨選択したかの感をぬぐい得ないのである。

したがって、今後の大学制度改革の実現にあたっては、中教審と異なった立場ないしは考え方の上に立つ諸意見をひろく照合することが何よりも必要であろうと思われる。さらに、現在、各国立大学においてはそれぞれに大学改革の問題に取り組んでいる。それらのいわば現場における意見や感覚には長所のみならず、短所もまた伴うものではあろうが、およそ大学制度改革の試みが真にその機能を發揮するためには、大学自らの創意工夫と受容がなければならないであろう。当協会においては、これらの意見をできるだけ参照して、積極的な提案を行なうよう検討中であるが、本委員会としても、その趣旨にしたがい、この見解において一応の提案を試みたい。

(2) 『基本構想』は、全体として、大学の現状における消極面を指摘し、これを批判するに急であって、大学に対する本質的な、また歴史的な洞察において十分でないように思われる。また一般に制度には長所短所が併存するのが常であって、現在の大学制度やその運用のもつ積極面をも正しく評価してこそ、消極面に処すべき有効適切な対策を樹てることが可能となるのである。したがってまた、『基本構想』における大学制度改革のための諸提案は、いわゆる「対症療法」的な発想にもとづくものが少なくないのであって、それらが長期的展望のもとにおいて果たして合理的かつ有効なものであるかどうかは、さらに慎重な検討を要するものと思われる。

(3) 『基本構想』に示されている諸提案のうちには、一つの構想としては成立し得るものもあろう。しかし、例えば「高等教育の多様化」の構想の如きは、行政上あるいは学外の立場から見たかなり一方的な改革案と思われる。各大学が現実に果たしつつある多様な機能やその充実をめざして努力しつつある現状に対する中教審の理解の不足を示す構想というべきであろう。また具体的な制度の肉づけや財政的基礎の裏付のない抽象的な提案に止まっているものが少なからず見出されるが、それらについてはさらに具体的な吟味が必要であることはもとより、また、それをまっぴらして、はじめて構想そのものの是非も問われることとなろう。

(4) つぎに述べるところは、『基本構想』に対するわれわれの現在の見解である。しかし、もとより問題は、大学にとって、ひいてはわが国の学術文化の進展にとって重大かつ深刻な影響を及ぼすものであり、各国立大学においても、さきに述べたとおり鋭意大学改革の問題を検討中である。われわれは、このような着実な努力を積み重ねることによって、真のあるべき大学制度に到達し得るものと考えている。また、『基本構想』に対するわれわれの見解をまとめるにあたっては、できうる限り客観的に分析し検討することに努めたつもりであるが、さらにひろく各方面の意見を求めて、自らをかえりみ、よりよき大学制度に到達することがわれわれの念願とするところである。

国立大学協会
第 1 常置委員会

『基本構想』に対する見解

「まえがき」について

『基本構想』はその「まえがき」において、高等教育機関の「役割と使命」に言及しているが、そこではまず従来大学に課せられてきた使命について

「大学は高度の学術の研究と教育を通じて文化の継承とその批判・創造に参与すること。人間性の尊厳に根ざした豊かな教養をつちかうこと。高度の知識・技術を身につけた人材を育成して国家社会の発展と人類の福祉に貢献すること。」と述べ、さらにこれらを前提としてつぎの如き「役割」を大学に課している。

1. 今日では、国民的・時代的な要請から、より多様な教育的機能を果たすべきこと。
2. 大学は、進んで歴史的・社会的な現実と直面し、そこから研究と教育とを発展させる創造的な契機をくみとることができるような社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を十分に果たすこと。

大学改革の方向は、大学の目的・使命を如何に考えるかによっておのずから定まってくる。したがって、すべての前提となるこの基本的問題について慎重に検討されなければならないが、とくに、前記1と2に示された、国民的・時代的要請にもとづく社会的役割については「国民的」、「社会的」という言葉が今日の多元的社会において何を意味するかが明確でない。社会の一部の勢力によって大学のあるべき姿が歪められることがないように、国民的要請や社会的役割の意味を十分明確にしておくことが必要である。

なお、医学教育のあり方については、別途の課題とされているが、医学教育改革の方向が不明確な状態では、有効な大学制度改革は期待できないであ

ろう。医学教育のあり方については、当協会の医学教育に関する特別委員会および大学運営協議会研究部会において、目下検討中であるが、関係方面においても速かにこれについて検討されるよう要望する。

第 1 高等教育改革の中心的課題

1. 高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請

『基本構想』は、大学の大衆化という状況をふまえて、大学における教育と研究の機能を分化することが必要であろうとし、その根拠として次の2点を掲げている。

- (1) 複雑高度化した社会においては、現に職に就き働いている人々の「再教育」への要請に応えなければならない。そして、大学はさまざまな年齢、学歴水準、職業の人々にまでその教育を拡張すべきである。
- (2) 高等教育機関の大衆化の現象により、多様な資質をもつ学生のさまざまな要求に即応する教育の内容と方法を備えた大学が必要となる。

第1の「再教育」あるいは「生涯教育」の必要性は十分理解できるが、現在の国立大学にこれを実施するだけの人的・物的の余裕があるかどうかについては、個々に検討する必要がある。

また、第2の「多様な資質をもつ学生」に対する教育内容・教育方法の多様化については、大学入学資格の問題とも関連があり、高校以下の教育制度の改革とあわせて、その実施の具体的方法について十分に検討する必要がある。とくに、学生の資質・能力にあわせて多様化する際に、大学に段階を設けたり、新たに格差を生ずるような方策は適当ではなく、各大学の現実に果たしつつある機能や特色を生かすことを基調とし、多様なコースの弾力的設定などのカリキュラムの改善によって対応すべきである。

つぎに、『基本構想』は「学術研究の高度化の要請」との関連から、大学

における教育と研究の機能の分化が必要であることを論じているが、そこには重要な見解が示されている。すなわち、「第一線の研究を推進する仕事は、とうてい多数の学生に対する教育を担当しながら並行的に行なえるものではなくなっている。…教育と研究を不可分としてきた伝統的な大学の考え方だけで対応しようとするのは、教育面でも研究面でも不徹底なものとならざるをえない。教育機関の目的・性格でも、またその内部組織でも、教育と研究に関する要請に応じた適当な役割の分担と機能の分化が必要となる」という主張がなされている。（３頁、頁数は『中教審基本構想（中間報告）』～緑色表紙～による。以下同じ）

この問題は、大学制度の根本に触れる重大な問題であるので、十分に検討する必要がある。

まず、研究と教育とを並行的に行なうのは困難となったといわれているが、果たして教育活動が研究の妨げとなっているのであろうか。むしろそのほかに研究・教育の障害となる要因があるのではなかろうか。根本的にいって、研究・教育に対する社会的要請がたかまっているにもかかわらず、総定員法等により教員の増員が抑えられており、このことがすでに大学の負担を極度に重くしている状況を見逃してはならないであろう。われわれはこれらの問題に十分検討を加え、教員組織の拡充をはかるとともに学内の管理機構や教育組織等も整備して、本来の研究・教育の領域以外の教員の負担を軽減するよう、工夫しなければならないであろう。

もとより、時代の変遷を無視して伝統を固執すべきではなく、大学が大衆化された今日では、教育の組織と研究の組織とを、ある段階においてはそれぞれ目的にかなった方法で、分離することも考えられよう。しかしながら、大学は最高の教育機関であるためには、最高の研究機関でなければならないのであり、このような意味において、大学が研究と教育を使命とするという大原則は堅持されなければならない。

元来、研究と教育の分離問題は、大学の大衆化の現象に伴って必然的に起

ってくるものである。20世紀に入ってから間もなく、西欧の大学、特にドイツの大学に大衆化の現象が見られ、これに対応するために大学制度の改革計画がとり上げられた際にも、研究・教育の分離問題が論議されている。しかし、その後、半世紀を超える長い経験を重ねてきた現在でも、研究・教育不可分の原則は依然として守られるべきものとされている。中央教育審議会『基本構想』のうちで、「教員を教育者と研究者とに区分したり、学問研究の裏付けのない教育を考えたりするものでないことはいうまでもない」（14頁）、「あらゆる高等教育機関において、個々の教員が、教育と研究の両面の活動に従事すべきものであることはいうまでもない」（9頁、なお、13頁にも同様の趣旨が述べられている）として、大学が研究と教育をその使命とするという原則は、自明のこととしているが、のちに言及するように、『基本構想』における高等教育の多様化と教育と研究を分離するという提案には大学における研究機能が阻害される方向が含まれており、そこには大学の本質にかかわる重要な問題が伏在していると考えられるのである。

2. 高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請

『基本構想』は、これからの高等教育のあり方として、中等教育との緊密な関連、将来の社会的進路に応じた専門性の発達、複雑な課題の解決に取り組む総合的な能力と基礎的教養を養うべきであるとしている。そして、改善の具体的方向として、「一般教育と専門教育とを積み重ねる方法…の欠陥を改め」「多様な進路に応じた新しい教育課程を設計することが、これからの重要な課題である」と述べている。

この点に関して、「総合された専門的な教養」という不明確な言葉が使用されており、全体としてみれば、各人の進路にしたがった、多様ではあるが、固定した教育課程が意図されているように思われる。大学における教育は、予め決定した課程に学生を押しこめるのではなく、カリキュラムに柔軟性をもたせ、選択の余地をできるだけ拡大する方向で、問題の解決をはかるべきも

のである。

3. 教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性

教育・研究活動の組織（学部・学科などの組織）が、それぞれの専門分野の独自性を主張するなかで、時として、割拠主義と呼ばれるような傾向に落ちいることもなくはないが、そうした問題は本来、教育・研究活動にたずさわるものの反省にまつべき点が多く、ただちに組織の再編成、管理体制の確立といった方向で取り上げることには問題がある。ここで提案されている管理運営方式の改革の根底にあるものは、合理化・効率化・近代化であり、すべてはそれで解決すると考える傾向が強く、それらが大学という特異な性格をもつ組織体に適用された場合は、研究・教育活動にたずさわるものの自発性と創意に逆行することにもなりかねない。

4. 高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性

ここには極めて重大な問題が含まれており、第2の「高等教育改革の基本構想」の8の「教員人事」（16頁）、同9の「国・公立大学の設置形態」（17頁）と合わせて検討しなければならないが、大学が「自主性を強調するあまり、社会から遊離してその社会的な使命をじゅうぶんに果たさなくなった」という批判に対して、大学は自ら反省するとともに、具体的に、如何なる点で社会的使命を果たしていないのか、まず検討する必要があるであろう。

『基本構想』は、4の〔説明〕において、今日「学の内外における政治的・職業的な組織活動…が、大学の運営や教育・研究活動に…大きな影響力をもつようになった」が、大学が自主性を重要視するあまり、「いたずらに公権力の排除に終始することは、かえって不当な力の支配を容易にすることでさえあった」と述べている。これは、とくに、ここ2、3年来大学に発生した異常事態をさしているものと推測される。われわれはこれまでの経験をも

とにして、万一の異常事態の発生に備えて、あらかじめその対策を十分に考えておかねばならないし、また学内の管理体制に不備な点があれば、速かにその改革をはからねばならないが、学園紛争は「さまざまな政治的・社会的な要因と関連があり」（２頁）、本来の大学制度の改革と紛争処理対策とは、一応区別して考える必要があると思われる。大学の自主性は、本来、「学問の自由」のためにあることを考え、かつ、公権力を、警察力というように狭く解するのではなく、そのときどきの政府が行使する有形・無形の力の総体というように広く解し、その力とその他の「学の内外における」力との「学問の自由」に及ぼしうる影響の大小を較量すれば、この項で述べられているような理解には、問題があるといわなければならない。

平常な状態において大学の研究・教育に、また管理運営に公権力の介入があってはならないことは、何人も首肯するところであろう。『基本構想』のうちにも、「教育・研究活動は、本来、その当事者の自発性と創意が尊重されるべきものであり、その組織においても、そのような特質に対して特別な配慮が必要とされる」と述べられている（４頁）。

つぎに、大学は「閉鎖的な独善に陥る傾向がみられ」、また大学全体として「明確な意思決定を行ない、それを的確に執行できるような体制の整備」が不十分であると指摘されている。このことは、わが国の大学のみならず、西欧の大学においても長年にわたって問題とされてきたところであり、しかもこれまで有効な解決方法を見出し得なかったものである。

大学における研究・教育は、その方法や研究の進め方、あるいは教授の仕方にしても、それぞれの専門分野により、また個々の研究者・教員によって、さまざまに異っている。それ故、これを一律に規制したり、官庁機構のように法律や規則で細目にわたって規定するのは適当ではない。大学管理の根本のねらいは、研究者・教員に精神的なゆとりと、行動上のよりどころを確保することである。この両面を如何に調整するか、管理問題のすべてはかかっているともいえるであろう。

最後に、大学は「開かれた大学」であるべきだという意見については、国立大学協会が４５年２月に公表した『大学問題に関する調査研究（中間報告）』に詳細に述べられているが、ここにはその要旨のみを記すこととする。

大学が、社会を基盤として存在しており、社会の要請に応えるべき責任を負っていることは否定できない。大学は、もはや、社会から隔絶した「象牙の塔」にとどまることは許されなくなっている。

したがって、大学の管理・運営についても、社会からの批判を受けいれない閉鎖的・独善的な態度はとるべきではなく、大学は自ら進んで社会との間になんらかのかたちのコミュニケーション・チャンネルを設け、社会の声を聞くことは必要である。その意味で、大学は社会に対して「開かれた大学」でなければならないといってよいであろう。しかし、この場合においても、大学における研究・教育の自由を保障するものとしての「大学の自治」はあくまでも堅持されなければならない。大学がどのような仕方で社会的要請に応えるかは、大学の本質に照らし、大学自らの責任と判断によって決定されるべきものである。大学と社会との間にコミュニケーション・チャンネルを設けるだけにとどまらず、大学の管理・運営の機構に直接学外者が参加する場合には、大学外の政治的その他の力関係が大学の管理・運営に影響をおよぼすおそれがないとはいえない。また、その時々利害関係にもとづくさまざまな要求が、社会的要請の名のもとにもちだされ、自由濫達な研究・教育の雰囲気は害されるおそれもないとはいえない。したがって、大学の管理・運営が社会に対して開かれなければならないといっても、そのための方式をどのようにするかについては、十分慎重な検討を加えることが必要である。

つぎに注意しなければならないことは、大学が研究・教育を通じて社会の要請に応えるべき社会的責任があるとしても、社会の要請に応えることは、かならずしも、社会の必要に無批判的に応えるような単なる実用的な研究・教育を行なうということではないということである。

大学が応えなければならない社会の要請とは、前に国立大学協会が『大学

の管理運営に関する意見』の中でのべたように、長期的な視野をもち、人類の永遠の福祉までを見通した、いわば歴史の要求ともいえるべきものであって、そうした長期的な視野に立った「歴史の要求」に応えることによって、はじめて大学は社会・国家に対して負う責任を果たすことになるのである。

したがって「開かれた大学」の名のもとに、社会のその時々々の要求に直接即応するような単なる実用的な研究・教育を大学に対して求めることは、大学の社会的使命を十分に理解しないものであって、長期的にみるならば、社会・国家にとっても大きな損失になるといわなければならないであろう。

なお、大学は対社会的に開かれた大学をめざすとともに、大学相互の間においても開かれた大学であることをめざすべきであり、人事交流、単位の互換制、図書館の共同利用などの大学間の交流を大幅に推進することが必要である。

5. 高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性

「国民全体の立場に立った合理的な計画にもとづいて、望ましい方向へ誘導し、助成する国の役割」ということが提案されているが、「国」という主体が極めて抽象的であるだけに、その具体的な実施にあたっては、大学の自発的な創意が十分汲み上げられねばならない。

ここにいう「国全体としての計画的な援助・調整」によって、行財政面等において大学に対する公権力の統制を一段と強化するような結果になるとしたら、大学の自治は形骸化するであろう。

また、「国民全体の立場から…計画的に設置拡充されるような調整機関が必要」ということは一応もつとも聞えるが、いかなる機関がこの「調整機能」を果たすかによって重大な結果をきたすおそれもあるので、慎重に考慮する必要がある。

第2 高等教育改革の基本構想

1. 高等教育の多様化

「教育を受けるものの資質および標準的な履修に必要な年数によって高等教育機関を種別化することが望ましい」とされているが、現に、同様の趣旨にもとづき、大学、短期大学、高等専門学校の種類があり、「教育の目的・性格に応じて教育課程の類型」が設けられているので、これ以上に細分化することが適当であるかどうか、きわめて疑問である。

また、大学の多様化には、さまざまな問題があるので、なお十分に検討する必要がある。大学の多様化とは、その本質からいえば、学問と技術の多様化に応じる多様化であることを核心とすべきであるが、それにもかかわらず、『基本構想』における多様化は専ら職業教育上の考慮からの多様化を志向しており、この結果大学の本質的機能である研究機能は第4種および第5種の高等教育機関に集中し、第1種の高等教育機関は単なる教育機関となり、研究機能を失うおそれが多分にある。ここには『基本構想』が自明のこととする研究と教育の不可分の原則に矛盾する方向が内在するとみなされる。（2種・3種の高等教育機関に関しては、その機能を別個に考える必要がある。）なお、大学の多様化は、各大学が現実に果たしている機能に応じ、またそれぞれの伝統的・地域的な特殊性を生かす方向で、各大学が自主的に実現をはかるべきであり、上から画一的に決定されるべきものではない。

とくに、第1種の高等教育機関（仮称「大学」）を、A、B、Cの3種類に細分化することには多くの問題がある。

例えば、第1種のCは、「特定の専門的な職業に従事する資格または能力を得させるため、…特色のある教育課程と特別な修練」による教育を行なうものとされているが、仮りに、C類を認めるとしても、この種の対象となるのは、〔説明〕の中で列記されているもののほかに、医師、薬剤師、建築士、あるいは法律専門家等、国家試験による資格の取得を必要とするものは、い

ずれもC類に含まれることとなろう。また、「特色のある教育課程と特別な修練」の例としては、医学の臨床教育などはその最たるものであろう。

しかし、この種の教育に、程度の差、あるいは密度のちがいはあるにしても、「専攻分野の学問体系に即した教育課程により、基礎的な学術または専門的な技術を系統的に修得させる」ことは、やはりきわめて大切なことである。

さらに、例えば海技職員と芸術家の養成では、「標準的履修に必要な年数」も「教育課程の組み方」も全く異なるであろう。これらをC類の枠内に入れて、「高等教育機関を種別化」し、「教育課程の類型を設ける」ことは、単に不適当なばかりではなく、きわめて有害である。むしろこれらの教育機関は、それぞれに必要とする標準履修年数を定め、独自の教育課程を設けて、それぞれにその特色を発揮すべきであろう。このように見れば、BとCとの類別は不必要となってくる。

当協会の大学運営協議会研究部会は、大学教育の改革について、つぎの如き構想案を検討中である（国大協、『大学問題に関する調査研究（中間報告）』）。

教育は、もとより専門人を育成する技術教育、専門教育を遂行することを意味するのはいうまでもないが、その究極的な目的は人間的な教養としての *Humanität* を含み、これらを両立したかたちで充実させるものでなければならない。大学は、専門人を育成する役割を果たすものであるが、単に完成した専門家なり研究者なりを養成すれば足りるのではない。ここで述べている新しい構想によれば、その教育課程のなかに、専門的な学問領域にある程度の傾斜が含まれていることはいうまでもないが、その目的が上述のような意味での教養教育を含むことを忘れてはならない。大学は本来上述の意味での教養教育を目的とし、教育・学習期間は3年ないし4年間（6ないし8学期間）程度を基準とするが、学年制は採用しない。研究と教育の要請にもとづいて必要欠くべからざる場合には、特定の専門学術分野に重点をおいた専門的教育課程をそなえる専門的大学を設けることは許さるべきであろう。

また、技術者あるいは国家公務員試験のために必要な場合には、大学に上級課程を設けることもできる。他方、学生の能力においては、専門的研究者として成長しうる見込が大きいときは、学習期間にとられない早期教育を開始することも、資格認定試験などの方法を前提とすれば認めてもよいであろう。

上記の構想案にもとづき、教育・学習組織についてつぎの如き計画を示している。

「総合的大学」案

学生の学習活動は主としてひとつの専攻分野を中心として展開されるが、各自の希望により、あわせて他の専攻分野での学習をも可能にするような配慮が必要である。このため主専攻に加えて副専攻を選び、これらにふさわしいカリキュラムを選定しうるように計画されなければならない。このように、固定した学科の壁をなくし、履修に柔軟性をもたせ、学生は適当なガイダンスのもとに自由に履修科目を選択できるものとする。学習がひとつの専攻領域にかたよりすぎて、境界領域の自由な学習をさまたげることのないよう、主専攻、副専攻の制度を活用する。すなわち学生は所要単位の主力をひとつの専攻におく場合にも、他の専攻を副専攻に選び、たとえば単位のうち主専攻50%、副専攻30%、自由単位20%のような構成によって単位を取得するものとするなどの方法が検討されるべきであろう。この方法によれば、自由単位の扱い方によって、各自の進路と希望により比較的専門に傾斜した学習と、広い教養の取得に重点をおいた学習の両者が共に可能となる。

ここに述べた案は、「総合的な教育課程により専門的な教養を身につけさせ」、「幅広い基礎の上に適当な専攻を定めて専門的な教養を与えようとする」中教審の第1種の高等教育機関のA類の構想に似ている面をもつが、高度の研究組織としての研究院と不可分な結びつきをもつ方向で考えられており、さらにより具体的な内容をもったものである。

「専門的大学」案

「総合的大学」案における大学が総合カレッジ的、教養大学的性格をもつ
のに対して、大学の中には特定の学術分野を中心に密度の高い系統的教育を
行なう専門的大学も考えられる。それは本質において総合的大学と異なるも
のではない。専門的大学においては、学術分野の多様性に応じて、修業年限
を弾力的に設定することが必要であるが、学術分野によっては、上級課程
(1-2年)を設置することも考えられる。

専門的大学におけるカリキュラム改革の根本方針は、およそつぎの如くで
ある。

- a) 教養教育は専門教育における人間形成を方向づけ、助長することをめ
ざし、この目標に向って現行のいわゆる一般教育の内容・方法を改革す
ることが必要である。
- b) 基礎教育の内容、方法を検討し、専門教育との有機的統一化を推進す
る。
- c) 学問的関心を早くから喚起するために、専門科目を低学年において履
修できるようにする。

この案は、中教審の第1種のBとCの両類型を合わせたように見えるが、
その基本的趣旨は「総合的大学」案の場合と同様に研究院と結びつく方向で
考えられているものである。この「専門的大学」にあっては、画一的な「標
準的な履修に必要な年数」や「教育課程の類型」を定めるべきではなく、そ
れぞれの専門分野に適した、特色あるものとしなくてはならない。

なお、「総合的大学」、あるいは「専門的大学」に所属する教員に対して
も、十分な学術研究の便宜が与えられなければならない。(本稿第1の『1.
高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請』および第2の『5.教育組織と
研究組織の機能的な分離』の項参照)

『基本構想』では、「大学」を第1種、「大学院」を第4種、「研究院」
を第5種とし、第1種と第5種の機関にはそれぞれに専任教員の組織がおか

れることになっているが、第4種については明確な方針が示されていない。事実、第4種の機関にまで独自の教員組織を設けることは、教員数の不足が問題となっている今日、不可能なことであろう。『基本構想』は第4種の高等教育機関を構想するにあたって、修士課程の水準のものを考えているが、再教育の機関とも述べられているので、学部年限延長の意味を含んでいる。この趣旨からすれば『基本構想』の案は、この「見解」にいうところの上級課程に相当し、むしろ、学部の延長の上に設けるほうが適切であろう。それ故、第1種の大学に必要な応じて「上級課程」をおいて、第4種にかえる方が实际的であると思われる。

2. 教育課程の改善の方向

『基本構想』における高等教育機関の種別化は、多くの大学における研究機能を阻害ないし低下させる方向を内在している点において是認しがたいものである。以下に述べる見解は、このことを前提とするものである。

「総合的な専門教育または特殊な専門教育」（9頁）についての見解は、前項に述べたとおりである。

また、一般教育、基礎教育等については、国大協の教養課程に関する特別委員会が、昭和44年11月に『大学における一般教育と教養課程の改善について』見解を公表している。

『基本構想』（9頁～10頁）に述べられている外国語教育の改善方向は、国際交流の場での活用能力という目標をかかげているが、これと共に外国語教育の教養的意義や専攻諸領域において活用し得る語学力の養成という重要な目標を看過してはならない。これらの目標を達成するためには、カリキュラムの改善が必要であり、また外国語教育を能率的・効果的に行なうために語学研修施設を設けることを検討する必要もあるが、優秀な教員の充実をはかることが根本であり、このためには外国人教師の大幅な増員や外国語教員の別枠による海外研修を強力に推進するなどの施策が不可欠であることを指

摘したい。

保健体育について、『基本構想』（10頁）は、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底によってその充実をはかるべきであるとし、さらに、保健体育をすべての教育機関で正課として、一律に単位の取得を要求することは、あまりに画一的であるとしている。

しかし、学生の健康の保持向上のための最低必要条件として、また、体育実技が学生相互の連繋を深める上で重要な役割を果たしている事実からみて、現行の制度を根本的に改めることは適当ではない。ただし、現行のように、全学生に対し、講義2単位・実技2単位を画一的に課することには疑問があり、履修の方法や時期に関しては、各大学がそれぞれ最も適した方法をとるように柔軟性をもたせることが必要であろう。また、大学における体育活動の充実強化をはかる目的をもって、体育センターを設置することが考えられる。

さらに、学生の人間形成上、体育活動がどのような意義と必要性をもっているか、正課体育と課外体育はどのような相違と関連性をもっているか、体育活動を振興するためには研究組織、指導組織などの点においてどのような改善を加えたらよいか、体育教員と学生部との関係をどのように調整すべきかなどの諸問題について十分に検討すべきである。

保健管理に関しても、同じ観点からの慎重な検討が望まれる。とくに保健教育と保健管理センターとの関係について、根本的に検討する必要がある。

『基本構想』の10頁に、「単位制度の本来の趣旨を生かすよう教育指導の方法を改め」と述べている。これに対して過去20年間、単位制度の本来の趣旨はほとんど理解されず、また生かされてもいなかったもので、この際単位制度を根本的に検討すべきであるという意見もある。しかし、現段階においてはむしろ学生の受講の準備を推進するための授業方法の工夫や、指定図書制度の充実、学生自習室の整備等によって、現行単位制度の本来の趣旨を生かすよう努力する必要がある。

3. 教育方法の改善の方向

教育方法の改善については、国立大学協会は、機会あるごとにその見解を表明してきた。『基本構想』に示されている改善策も、当協会の見解とはほぼ同一の方向をとっているが、これに対して施設・設備の増強・整備、必要とする教職員の定員増等、十分な予算的措置がとられ、この改善策が単なる机上案に終らないことを、われわれは強く要望したい。

『基本構想』はまた「高等教育の拡大に応じて優秀な教員を大量に確保することは不可能に近い」とし、この前提に立って教育工学的方法の活用を必要を説いているが、教育工学的方法は新しい授業方法として独自の機能をもつものであって、教員の不足を補足する手段として取り上げるべきものではない。教員の不足に対しては、まず第一に待遇の改善によって充足をはかるべきであろう。また、他方、たとえば教務・学務係職員、学生部職員として経験をつんだ優秀な事務系職員（少くとも大学卒業者、あるいは大学教育の経験者）を、学生補導、学習相談等を担当する専門職員として採用し、処遇するような方法も考慮すべきであろう。

4. 高等教育の開放と資格認定制度の必要

社会の急激な変化に伴い、大学は「広く国民一般に対して開放される必要があり、…再教育のための受け入れを容易に」すべきである旨が指摘されている。この点については、大学公開講座、聴講生制度による一般社会人、あるいは現職者の受け入れ、学校教員の再教育が現に行なわれている。これを一層拡充・強化するについては、まず大学の施設・設備、教員等にとどの程度の余裕があるかを、慎重に検討した上で計画をたてる必要がある。

つぎに、「学校教育の伝統的な履修形態以外の方法による教育の機会を拡充」し、また「各種の高等教育機関で認定された個別的な単位が一定の基準に達した者は、高等教育に関する資格が取得できるようにすべきである」とされている。両者の趣旨が共に実現されるように努めることは当然望まし

いことである。

最後に、勤労者に対し「夜間や通信による高等教育を拡充することが考慮されるべきである」とされているが、このこと自体は十分考慮されて然るべきである。しかし、国立大学の第二部（夜間）の教養課程の学生の留年者数が進学予定者数の50%を超えていた事実があるので、第二部の教育方法、教育内容について、あらかじめ十分に検討しておく必要があると思われる。

なお、学士の称号、修士・博士の学位について再検討することには賛成である。

5. 教育組織と研究組織の機能的な分離

大学における研究と教育は不可分でなければならないが、それは研究・教育の組織を全面的に未分離のまま結合していなければならないことを意味しない。大学によっては、むしろ教員の研究組織と教員および学生の教育・学習組織とはある段階では分離されていることも必要であると考えられるが、分離を検討するにあたっては、つぎの原則が守られなければならない。

i 大学における教育・研究は不可分でなければならない。すなわち『基本構想』にも示されているとおり、

a) 大学の教育は、常に「学問研究の裏付け」がなくてはならない。

(14頁)

b) 「教員はつねに教育と研究の両面の活動に従事すべきものである」

(13頁)

したがって、いずれの組織に属する教員にも、十分な研究上の機会と便宜が与えられなければならない。

ii 研究・教育の機能の分離を適当とする場合にも、その方法については、それぞれの教育機関が実情に即して自主的に考えるべきである。

iii 両組織の分離を、単に予算配分上の便宜的手段と考えたり、教員の給与や研究費の面で、両者の間に形式的な格差を設けるようなことがあつ

てはならない。

国立大学の研究・教育上の組織としては、国大協の『大学問題に関する調査研究（中間報告）』で、およそつぎの如き提案を行なっている。

(1) 教員組織

教員の選考がその専門とする学問領域における研究および教育上の必要にもとづいて行なわれるべきことはいうまでもないが、セクショナリズムをさけるためには、教員の身分は大学それ自体が最終的に保障するものとすべきであり、同時に教員の集団（教授団）が互に十分な意思の疎通をもちうるためには組織の最小単位はあまり大きすぎないことが必要であって、教授団は関連する学問領域にしたがって構成されるのが自然である（本稿第1の『4高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性』の項参照）。

(2) 研究組織

大学における研究はできるだけ自由な立場で行なわれるべきであって、その独創性においてきわめて個性的な側面をもつと同時に、きわめて流動的な協力態勢をとりうる必要がある。

教員の研究組織としては、上に述べたように、互に十分意思の疎通をもちうるような学問領域のまとまりの上に、小規模な、また新しい学部の意味で、ゆるやかな組織の「部」をもうける。しかしこれまでの学部・学科・講座制に見られた閉鎖性を排除して、部と部の間の協力態勢を可能にするような措置をとる。

研究機能は教育機能から一応分離したかたちで行なわれるが、教員は研究および教育の組織に同時に参加することを原則とする。

大学で行なわれる研究は独創的・個性的なものであって、その意味から教授は自ら研究計画をたて、これを遂行しなければならない。このことは十分に尊重されるとともに、そのための財政的保障が必要である。

他方、講座・部の境界を越え、あるいは研究所・大学の境界を越えて

複数の研究組織・研究機関にまたがる対象を主題とする研究を遂行するため、強力な組織のもとにプロジェクトにしたがって集団的に研究が行なわれることも必要であろう。この種の研究を実施するためには、あらかじめ研究テーマを選定し、研究計画をたて、各部や機関から研究者を集めてチームを組織し、必要な財政的措置を講ずるために、「研究会議」、あるいは「研究審議会」（いずれも仮称）を組織する必要があるであろう。

(3) 教育・学習組織

教育・学習組織は教員と学生とが共同して学生の学習を助けるために構成されるものであって、学生の学習活動は主としてひとつの専攻分野を中心として展開されるが、各自の希望により、あわせて他の専攻分野での学習をも可能にするような配慮が必要である。学生の自発的な学習を支えるためには、大学の各教育組織がそれぞれガイダンスに留意しなければならない。なお学習にかんするガイダンスとは別に、学生の相談役としてカウンセリングの専門家による組織的な助言を与えるようにしなければならない。

このように、大学は「ガイダンス委員会」、「カウンセリング委員会」、「カリキュラム委員会」、「成績評価委員会」（いずれも仮称）等の組織をもつ必要がある。

従来の講座制の欠陥はひとつの講座に教授・助教授・助手・雇員等の人員と、これに対応する研究施設が固定され、その運用が閉鎖的であったことにある。これをのぞくために、教授・助教授の差別をなくしてひとつの講座はひとりの教授によって代表される「新講座」を設ける。また、教授のほかには研究あるいは必要に応じて教育を担当する講師をおくものとし、そのさい講師は講座の所属の定員とせず、それぞれの研究計画および教育組織にしたがって配属されるものとする。また教授団の構成はできるだけ柔軟であることが望ましく、学内の他の専門領域もしくは学外の研究・教育者を受けい

れることなどの便宜のために、いわば無任所の自由講座として適当な数の講座が用意されることが望ましい。なお、従来の学科目制についても同様の考え方をとるべきである。

6. 第5種の高等教育機関（「研究院」）のあり方

本委員会は、かねてより大学院制度の改善について検討を加えてきた。同委員会の「大学院制度の改善について」（第一次中間報告 44年11月）に対する各大学の意見を通じて読みとれることは、多くの大学が、まず現行の大学院制度を基礎にし、その充実・改善を通じてあるべき大学院の姿に到達しようとしていることであり、そうした各大学の自主的な努力に十分な考慮を払わず、高等教育機関に対する何らかの画一的な区分を外部からおしつけることによって、大学や大学院の問題を一挙に解決しようとするような改革の方向に対して、大きな疑問が提出されているということであろう。しかも、このような考え方を単純に保守主義として片付けることは適当でないように思われる。すなわち、各大学とも、その創立の時期には、それぞれ独自の建学の理念と研究・教育上の目標とをもって発足したはずであり、むしろその後の画一的な教育行政の中で、各大学の個性が失われ、高等教育機関としての機能の衰退が見られるようになったことを、われわれはもう一度考えてみるべきであろう。各大学が大学教育に関するそれぞれの理念にしたがい、自由な構想にもとづいて、制度・組織の発展・充実をはかることが大学改革の基本的な路線でなければならず、大学院制度の改革もその方向で問題にされねばならないことはいうまでもない。その趣旨からすれば、まず第一に、既存の大学院組織に生じた問題をより具体的に検討し、教員組織・事務組織および研究費等の充実をはかるとともに、それら諸大学院間における学生・教官・施設の流動化によって既存組織の機能の硬直化を克服すること、第二に未だ大学院組織をもたない大学が自由に大学院のあり方を構想し、現有の研究、教育能力の大小にかかわらず、大学院組織をもちうるような制度的・財政的

可能性を確保することが、大学院改革の当面の課題であると思われる。ところで、そのような観点にたつ時、「大学院制度の改善について」（第一次中間報告）の新構想はすでにその方向にそって、かなり具体的な問題を提起しており、かつそれに対する諸大学の反応もかなり積極的であるように読みとれるので、以下、そうした動向を基礎につぎのような案を仮りに提案したい。

- (1) 一定地域内の、原則として未だ大学院組織を整備していない数か所の隣接大学が、協力して新たに設ける大学院として「国立大学院」を全国数か所に設置する。

仮想的な例として南九州に、「南九州国立大学院」を、既存の国立大学のいずれにも属しないものとして設置し、同地域の大学院組織をもたない数個の大学の共同管理によってそれを運営する。すなわち、これらの数個の大学の教員が「国立大学院」の教員を兼任し、それらの大学の学長および教員委員によって構成される理事会が「南九州国立大学院」の管理・運営の責任を負う。（この制度化については、「国立学校設置法の一部を改正する法律」（昭和46年4月1日施行）における「国立大学の共同利用の研究所」としての「高エネルギー物理学研究所」の項を参照されたい。）いうまでもなく、この「国立大学院」は大学院をもたない既存の国立大学が自主的に大学院をもちうることを最大の眼目にしているので、そこでは、関係国立大学の研究組織の実状に応じた個性的な大学院教育が行なわれるべきであって、既存の学問分野のすべてにわたるオールラウンドな大学院組織をもつ必要はない。むしろ、例えば関係諸大学の社会学・教育学・経営学・歴史学などの研究者を結集した人間科学などは、この新たな「国立大学院」において積極的に組織されるべき研究分野であろう。このような国立大学院をもち、それを利用することによって、これに参加する各国立大学の研究・教育活動が大幅に推進されるであろう。

- (2) 既存の大学院組織に見られる諸問題を組織の流動化によって解決する

手段として「大学院運営委員会」を全国数か所に設置する。

大学院とくに博士課程を中心とした大学院教育が既存の大学によって割拠的に行なわれている現状にかんがみ、大学院教育は特定の大学において行なわれるものではなく、むしろ優れた研究者のいるところでは、大学組織の大小にかかわらず、どこでも自由に大学院教育が行なわれうのような体制を作り出すため、「大学院運営委員会」を構想した。

いまでも、この「大学院運営委員会」を全国数か所に設置し、各運営委員会が、それぞれの地域に設けられた国立大学院の「理事会」と連繫をとりつつ、その地域内の大学や研究所の大学院教育を調整運営するようにすれば、大学院制度の全国的な画一化や中央集権化が避けられるのみでなく、その地域の大学や研究所における研究・教育の自由かつ個性的な発展を確保することはより容易となり、諸大学院間の教員学生の交流および施設の共用も大幅に促進されることになる。

- (3) 従来の大学院制度における修士課程のうち、研究者養成を主目的とするものに関しては上記の新たな大学院への統合をめざして、充実をはかるべきである。しかし、高級技術者・職業人の教育を主目的とするものについては、これを上級課程（１～２年）の設置によって代替することが適当である。

なお、修士課程と博士課程の関係については、両者を併列とすることが適当であるとする意見と、現行のように積上げ方式とする意見があるが、実際にはこれらのいずれをとるかは、それぞれの目的と内容に応じて選択できるようにすることが望ましい。

修士課程と博士課程を併列とすることが適当であるとする意見と、現行のように積上げ方式とする意見があるが、実際にはこれらのいずれをとるかは、それぞれの目的と内容に応じて選択できるようにすることが望ましい。

7. 高等教育機関の規模と管理運営体制の合理化

『基本構想』は、その〔説明〕の中で、「形式的な総合大学をめざしてあらゆる専門分野をもとうとする」ような傾向があったと指摘しているが、この場合に、従来の設置基準があまりに画一的で各大学に特色をもたせる配慮に欠けていたこと、また国立大学に関するかぎり、あらゆる面で総合大学が有利であったこと等によって指摘の傾向が助長されてきた事実を目を覆ってはならない。

その意味で、われわれは今後画一化をさけ各大学の特色が十分生かされる方策がとられねばならないことをまず強調したい。もし、このことが充たされるならば、これからの大学が「教育機関としてまとまった活動を行なうに適した規模のもの」であるべきことには異論はない。

つぎに、「管理運営体制の合理化」に関して提案されているが、これについては問題が少なくない。『基本構想』では、従来の国立大学の管理運営が閉鎖的であってその結果独善的に陥る危険性の大きかったことを指摘しているが、この点では大学として十分な反省をしなければならない。しかし、『基本構想』が全体としてこの点についての批判に急であるあまり、大学の自主的な管理運営によって得られた長所、とくにそれがわが国の学問研究の発展に寄与したことに対する理解に乏しいことは誠に遺憾である。『基本構想』の性急な批判の結果として大学が外部の社会からの要求をうけいれるべきであるという考え方にいささか偏し、このような外部の社会的要求をうけいれるための制度の提唱においても、それがどのようなマイナス面をもつかについての配慮に欠ける憾みがあると思う。

もとより、大学の中核的な管理機関が指導性を発揮することは必要であるが、権限の過度の集中があるときには正常な管理運営がかえって阻害されることを考慮して、これに対処できる具体策をあわせて講じなければならない。この場合、大学の特色を生かす建前からいえば、具体策の検討は当然各大学に委ねられるべきである。

また、『基本構想』では大学の内部的な衰退を防止するために財務・人事・監査などに関する機関に学外の有識者を加えることが提案されているが、実際問題として大学の納得する適任者を得ることには相当な困難が予想されるほか、必ずしも適任でない者が参与する場合には、外部の政治的・経済的要求がそのまま大学にもちこまれ、大学として本来自主的・自律的であるべき運営がいちじるしく阻害されるおそれもあるので、この点はさらに十分慎重な検討を加え、誤りなきを期すべきであると考えます。

8. 教員の人事・処遇の改善

まず「人事の閉鎖性」を排除する一方法として、学外の専門家、有識者の意見を徴することは、現にこのような方法をとっている大学もあるように、各大学が自主的に適切な方法によって行なうかぎり問題は少ないであろう。

ただし、教員の選考や業績評価に学外の専門家の参与を求めることも、それが直ちに不適格者の温存をなくしたり、人事の流動性を確保することに結びつくかどうかは疑問である。さらにその運用によっては大学の自治と基本的に矛盾するおそれもあることに注意を払わなければならない。

つぎに、『基本構想』では大学を構成する教員の大多数がその大学の出身者であることが、教育と研究の活動に停滞を生ずる原因の一つであることを指摘し、これを防止するため「同じ学校の出身者を採用する場合の数を制限する」等の提案がなされているが、単に機械的に数を制限することは適当でない。むしろ、各大学の特色を生かしそれぞれの内容を充実するためにも、必要とする教員を大学間で互いに招聘できる方法や広く公募する方法の制度化等についても十分な検討を加えるべきであると考えます。

また、任期制については、それが長期的な研究計画を困難にし、教員の地位を不安定にするおそれもあるので、その採用には十分な配慮が必要であり、大学内外の人事交流などの他の方法と並んで検討されるべきである。なお、第三者による訴追の制度は、裁判官や人事官のように強い身分保障を一応の前

提とするので、教員についても同様の保障がなければ不合理であり、また、多くの危険を伴う制度であるから、訴追をいかなる要件のもとにどのような方式で扱うかなどについて慎重に検討する必要がある。

つぎに、「教員の地位を魅力あるものとするため、処遇の改善」をはかるには、いうまでもなく、教員が自己の所属する大学で研究・教育に専念しうるだけの十分な研究費と待遇を保障することが先決問題であるが、この点に関する『基本構想』の提案は極めて抽象的で、具体的・制度的な方策にふれていないことは、極めて遺憾である。

9. 国・公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向

大学の管理運営に種々問題があることは否定できない。それ故、「真に自律性と自己責任をもって運営されるものとなるために…大学の目的・性格にふさわしい方向に改革する」ことが強く望まれているが、大学の長い歴史が示している如く、真に効果的な管理機構を設けることは容易ではない。この間の事情を十分に認識した上で、制度の改革は慎重に運ばねばならないであろう。また、『基本的構想』は、現行の制度では、大学の設置者である国または地方公共団体が国民または地方住民に負う責任を明確にすることと、大学の自治にもとづく管理体制を維持することが矛盾する場合の解決ができないという前提をとっているように思われる。この二つが一見矛盾するようにみえるときでも、大学の自主的運営に委ねることが民主政治の原理に反しないことは当協会が「大学の管理運営に関する意見」の第2章で明らかにしたところであり、また大学の管理運営の責任が不明確であってはならないことは勿論であるが、上記のような前提にはただちに賛成できない。

つぎに、大学の管理組織の抜本的改善の方法としてあげられる学外の有識者を加える新しい組織の設置は、大学の教員による管理体制が独善的になることを防止する効果があるとしても、もしその学外者に適任者をえられないときには大学の自治は内部から崩壊する危険がある。一般に部外者は大学の

研究・教育・管理について批判者としてすぐれている場合でも、主体的に管理に協力し、大学の機能に十分の理解をもつことはきわめて困難であると思われる。

『基本構想』は、大学の管理形態について、二つの案を示しているが、これらの案について検討するに先だち、これまでの国立大学の「設置形態」についても検討する必要があるように思われる。

現行の制度では、国立大学の設置形態は国家行政組織法第8条にいう「文教施設」の一種とされている。もともと国家行政組織法は「国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整える」ことを目的とするものであるが、研究・教育を本来の任務とする国立大学が、この法律によって行政機関のうちに数えられることの適否については、当然、多くの問題がある。われわれはそこから生ずる矛盾や困難を数多く経験しているのである。

それ故、大学を行政機関のままにしておいてよいかどうか、国家行政組織法とは別個に、国立大学のための法律を設けて、これによって国が大学にふさわしい形態をとるのがよいかどうか、まず検討すべき課題といえるであろう。

つぎに、『基本構想』の示す案について検討する。

- (1) 第一案は、「一定額の公費の援助を受けて自主的に運営し、それに伴う責任を直接負担する公的な性格をもつ新して形態の法人とする」もので、諸外国に例のある「法人格をもった国立大学」に当たるものであろう。この案は、「国公立大学を行政機関の一種とすることにむりがあり…人事、会計などに関する一般官公庁の準則を適用することは、教育・研究の効率的な運営を妨げる」という観点に立って立案されたものであり、その根拠とするところは、これを十分容認しうるであろう。したがって、国公立大学を国、地方自治体の出資と年ごとの一定額の公費の援助を受けて自主的に運営する「新しい形態の法人」とすることは、実際の運営の如何によっては、大学の研究・教育の上に多くの利点をもたら

するものと考えられる。しかし、この方式について危惧される点は、現存の特殊法人にみられる如く、理事の「天下り」が行なわれ、大学の研究・教育に公権力の介入という重大な事態が起りはしないかということである。

他面、大学自体は国公立を名のとしても、教員は公務員ではなく、準公務員の扱いをうける結果となる。これについて、大学教員が公務員である必要があるかどうか、公務員でなくなる場合に不利益をまねくかどうか、あるいは、公務員の性格をもつことは、研究上にはかえって不便ではないか等の諸問題について、あらかじめ十分に検討しておく必要があるであろう。

- (2) 第二案は、「広義の行政機関としての性格は一応保持しながら、その管理組織に抜本的な改善を加え…学外の有識者を加えた新しい管理機関を大学に設け、これが設置者から大幅な権限の委任をうけて、責任をもって管理運営にあたる」というものである。

この場合、あらかじめ十分な認識をもっていなければならない点は、「責任をもって管理運営にあたる」管理機関（理事会）は、大学の研究・教育に対しては、直接の責任をもつことは不可能であるということである。研究・教育に直接に、また全面的に責任をもつものは教員であり、本来、その責任をもちうるものが大学教員に選ばれるべきである。この点で大学は、官庁とも民間の企業体とも著しく性格を異にするものである。管理機関が責任をもって大学の管理にあたるということは、研究・教育が教員により支障なく行なわれうるように責任をもって対処することではなければならない。

なお、ここに提案されている二つの方式は、いずれも将来の大学の設置形態として検討に値するものであるが、問題点が少なくない。法人案についても一定額の公費の援助を受けるため、予算の審議決定、会計制度、会計検査等について特別の考慮が払われない限り、研究や教育の計画について政治的・

行政的規制をうけるおそれがなくはない。さらに、大学の研究・教育に必要な公費を確保するための制度的保障を考えねばならないであろう。また、現行の特別会計を法人に改めると、公費の配分、その前提となる大学の教育・研究計画の決定について大学間の調整をすることはきわめて困難であると思われる。さらにこの法人組織の場合はもちろん、法人組織によらない場合にも、独自の管理機関が必要になり、あたかも私立大学の理事会の如き機関が国立大学に設けられ、そこに研究教育と経営との対立の調整の問題が生じよう。また、この機関を評議会や教授会から独立した組織とすれば、大学の本来の機能である研究と教育の自主性が阻害されるおそれがある。

10. 国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善

国立大学においては、経済的に困難な階層に教育の機会均等を保障する意味で授業料等の学資を低く押えることを基本原則としてきた。これに対して、『基本構想』は、受益者負担の見地から授業料等の負担額の問題を論じている。国立大学と私立大学における勉学の条件の格差を縮少することは望ましいことであるし、また、国公立大学に入学を希望していながら入学できない青年が多い現状では、この点に問題がないわけではないが、これに対処するためには、まず奨学金を大幅に引上げ、それによって、学生の勉学を支えることができるように配慮されなければならない。

さらに、大学に対する国費はもとより、その他に一般社会からの資金的援助も大学の研究と教育のために十分にかつ適正に与えられるための根本的な具体策を早急に講ずる必要がある。大学が自主性を堅持するためにも、その拠って立つ財政的基礎は確立されるべきであろう。

11. 高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整

高等教育機関に対する国全体としての計画的調整をすること自体は必要なことであろう。しかし、『基本構想』にいう「長期の見通し」が果たしてどの

程度の期間を指すのかが明確ではない。また、計画の立案、その実現の推進のための新しい公的な体制が具体的に明確でないために、的確な論評ができない。「広く国民的利益を代表する人々」が参加するとし、「国民全体の立場に立って」立案するといってもなお抽象的である。これを単純に民主制の論理で解釈し、国会あるいは政党の政治的考慮が加わるようなものとすれば、大学の理念に適合するとはいえない。

なお、学内紛争等の解決に助力を与えるための「公的な措置」は、その具体的内容は不明であるが、これが主として大学関係者以外の手によってなされることになれば、ややもすれば権力的に事態を処理し、紛争の実態に即した解決を得られず、かえって種々のしこりを残す結果となるおそれがある。その意味で現在、当協会においては大学の自主的な組織として大学運営協議会を設置し、その運営にも極めて慎重を期していることを附言する。

12. 学生の実生活環境の改善充実

- (1) 『基本構想』には、「高等教育機関における教育を真に実りあるものとするためには、以上のような改革と並行して、課外活動の充実や生活環境の整備によって豊かな学生生活を保障し、学生の人間形成を助長するための方策を促進することが重要である。」と述べられており、学生の人間形成の重要性が指摘されているが、全般的にみて、学生の人間形成に關する配慮がきわめて低いように思われる。

大学改革を考える場合に、もっとも重要な基本的理念の一つは、大学における学生の人間形成ということである。大学における教育制度の改革を検討するに際しては、教育組織、教育内容、教育方法などに関する検討が中心をなすものであることはいうまでもないが、それらを総括するものとしての人間形成の理念がまず確立されていなければならない。とくに、生涯教育、社会教育、初等・中等教育との関連における大学教育の理念が確立され、大学における人間形成の目的と方法を明確にする

必要がある。

すなわち、大学は、学生の人間形成に関してどこまで責任をもつべきか、大学における正課教育、課外活動、学寮生活、厚生福利などは、学生の人間形成のためにどのような役割と効果をもつが、その限界はどこにあるかなどに関して明確にすべきである。

- (2) ここでは、とくに学寮問題を取り上げ、近年の学園紛争の影響を受けて、「多くの学寮は、学生にとって教育的に有意義なものでないどころか、さまざまな紛争の根源地とさえみられるような不幸な状態にある。」と指摘し、学寮を廃止するとともにその果たしてきた機能を分解して他の方策で代替することを提案しているが、大学における人間形成上、学寮にはどのような意義と価値をもたせうるか、あるいはまた、学外の厚生施設として構想すべきかに関して積極的姿勢で慎重な検討を加えたのち、存続か廃止かについての決定を行なうべきである。
- (3) 『基本構想』には、学生の人間形成助長の方策として課外活動の重要性が指摘されている。課外活動に関しては、当協会の『大学問題に関する調査研究（中間報告）』の中においても取り上げ、その充実と改善が強く望まれている。なお、体育については、正科教育にも関係があるので、本稿第2の『2.教育課程の改善の方向』の項に述べた見解を参照されたい。
- (4) 『基本構想』では、学寮の教育的機能の一部を代替する方法の一つとして、「組織的・計画的な合宿セミナー」をあげているが、これは学寮の代替活動としてではなく、それ自体独自の教育的機能を有する教育活動として取りあげられるべきである。

学生相互間および学生と教員の間の人間的接触を深め、人間連帯と相互信頼感をたかめることは、まことに意義と価値のある教育活動であって、そのための諸施設が充実・整備されることは極めて望ましく、当協会においても目下その具体案を検討中である。

13. 大学入学者選抜制度の改善の方向

大学入学者選抜に関する内申書重視、統一テストの実施等の提案については、十分に聴くべき理由はあるが、これにも長所もあれば、弊害を伴うおそれもある。また、提案が具体的でないため、意見を述べることも困難であるが、今後さらに具体的に掘り下げて慎重に検討する必要があるだろう。なお、このことについては、当協会においても目下「入試調査特別委員会」において検討中であるので、おって具体的な意見を述べることにしたい。